

## 【個人用火災総合保険】12月始期の地震保険料控除証明書について

12月保険始期の地震保険料控除証明書については、以下の点にご注意ください。

保険料控除は、お客さまが保険料を実際にお支払した年に申告いただきます。(所得税法)。そのため12月保険始期のご契約では、初回保険料の払込時期によって申告する年に注意が必要です。

### ●12月保険始期のご契約について

#### 【初回保険料のお支払方法が口座振替の場合】

初回のお支払い(口座振替日)が保険始期翌年の1月となりますので、保険証券に控除証明書を添付しておりません。保険始期翌年10月に控除証明書はがきをお送りいたします。

#### 【初回保険料のお支払方法が払込票払の場合】

保険証券に控除証明書を添付しております。申告時は実際にお支払いいただいた日にあわせて、お客さまご自身で保険始期年、保険始期翌年いずれかの年に丸印をつけてご使用ください。保険始期翌年の控除証明書はがきは作成されません。

#### 【初回保険料のお支払方法が現金払・クレカ払等の場合】

保険証券に控除証明書を添付しております。契約内容により、保険始期翌年の控除証明書はがきが作成されない場合があります。詳細は以下を参照してください。

※申告時に使用する控除証明書は以下をご参考にしてください。

支払方法	初回保険料のお支払い時期	払込方法	申告時に使用する控除証明書			
			保険始期年	保険始期翌年	保険始期翌翌年	
口座振替	始期翌年1月以降	長期一括払・長期年払	控除対象なし (証券添付証明書は作成しません)	はがき	はがき	
		長期月払		はがき	はがき	
払込票払	始期年12月以前 または 始期翌年1月以降	長期一括払	保険証券添付 (いずれかの年に使用、 保険始期翌年のはがきは作成しません)		はがき	
現金払・ クレカ払等	始期年12月以前	長期一括払	地震保険期間が主契約と 同じまたは5年自動継続	保険証券添付	はがき	はがき
			地震保険期間が 1年自動継続	保険証券添付	控除対象なし	はがき
		長期年払		保険証券添付	控除対象なし	はがき
		長期月払		保険証券添付	はがき	はがき

▶控除証明書はがきは毎年10月頃にお送りいたします。

▶団体扱・集団扱でご契約いただいているお客さまは、このご案内の対象外となります。